

改正の主な内容③

第二段階（2年以内の政令で定める日から施行）（令和7年はじめを想定）

主な内容

【大麻草の加工、流通管理、種子管理の規定の整備】

○ 大麻草栽培者からの大麻の流通管理の規定を整備

- ➔ 大麻草栽培者が繊維の採取等以外に大麻草を加工（例えば、CBDを抽出）する場合には、厚生労働大臣の許可を必要とする。
- 大麻草栽培者から、大麻を他の栽培者や麻薬研究者に譲り渡すのみならず、医薬品や製品等の原材料として麻薬製造業者、麻薬製剤業者等に譲り渡すことを可能とする。

○ 大麻草の種子の規制に係る規定を新設

- 発芽不能処理を施した大麻草の種子の輸入に加えて、発芽可能な種子の輸入を可能とするが、大麻草栽培者等が厚生労働大臣の許可を受けた場合等に制限する。
 - 国内での大麻草の種子の譲渡等も、省令で定めるもの以外、原則、発芽不能処理を施したものに制限し、厳格に管理することなど、大麻草の種子に関する規定を整備する。
- このほか、運用面では、**免許・栽培管理の基準を明確化し、一定程度全国統一的なものとする。**

【施行日について】

新制度・免許について、令和7年の栽培（春から夏に播種）に間に合うよう施行や準備を行う必要があること、また、大麻草の栽培免許については、年度ではなく暦年での免許付与となっていることも踏まえて、令和7年はじめ、令和6年度中の施行を目指す。一方で、新制度・免許の下での栽培や関連の業務は、実際には令和7年度に本格化するものと考えている。